

## 焼津市告示第158号

令和7年度焼津ころばん体操普及事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

焼津市長 中野 弘道

### 令和7年度焼津ころばん体操普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、焼津市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成29年焼津市規則第12号)第3条第1項第2号ウに規定する地域介護予防活動支援事業の一環として、焼津ころばん体操を実施する地域の住民で組織する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和60年焼津市規則第1号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「焼津ころばん体操」とは、焼津市が令和2年度に介護予防の推進のために製作した体操をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- (1) 焼津市内に活動拠点を置くこと。
- (2) 65歳以上の住民が5人以上所属していること。
- (3) 所属する住民等が月3回以上集まって、市が作成した焼津ころばん体操の動画を利用しながら体操を実施すること(令和8年3月に体操の実施を開始する団体にあつては、令和8年4月以降に月3回以上実施する予定であること。)

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、限度額及び限度数は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する補助対象経費をクレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

3 補助対象経費について国、県、市等から同趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額とする。

4 この要綱による補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長

に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
  - (2) 団体員名簿（第2号様式）
  - (3) 補助対象経費計算書（第3号様式）
  - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
  - (5) 補助事業を実施した状況が分かる書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定及び交付確定の通知）

第7条 市長は、補助金の額を決定し、確定したときは、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書により、補助金交付申請書兼実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（請求の手續）

第8条 補助金の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が不正な手段等により補助金の交付を受けたと認めた場合、又は対象団体の条件を満たさなくなった場合は補助金の交付決定を取り消し、補助金が既に交付されている場合は、返還を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	限度額	限度数
テレビ、DVD、その他映像機器（焼津ころばん体操を視聴するためのものに限る。）の購入費	5万円	なし

椅子、映像機器の設置台、床の保護シート等（焼津ころばん体操を行うときに使用する物品に限る。）の購入費	9万円	椅子にあっては所属人数に5を加えた数
--	-----	--------------------